

大牟田市議会交際費支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市議会が市議会及び市政の円滑な運営を図るために交際上必要な経費を支出するに当たり、一層の透明化を図るため、大牟田市議会交際費（以下「議会交際費」という。）の支出基準及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出の原則)

第2条 議会交際費の支出の目的及び相手方については、社会通念上妥当と認められる範囲内で行なければならない。

2 対外的な交際において議会交際費を支出する場合は、議長又はその代理者1人が市議会を代表して交際する場合に限る。ただし、議長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(支出の区分及び基準額)

第3条 議会交際費の支出の区分及び基準額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 祝金・会費 式典、大会、祝賀会、会議、行事等への出席に係る経費で2万円以内を基本とする。
 - (2) 弔慰金 市政関係者及びその親族の葬儀、法要時における香典、供花等に係る経費で2万円以内又は標準的な市価とする。
 - (3) 贈呈費 市議会及び市政の円滑な運営等に資する土産及び記念品又は市議会及び市政への貢献に対する謝意を表す場合に係る経費で社会通念上妥当と認められる額とする。
 - (4) 接遇費 市議会が、各種団体、有識者等との意見交換や情報収集を目的とした協議・会合に係る経費で出席者1人につき1万円以内を基本とする。
 - (5) 協賛・賛助・広告費 各種団体等の活動趣旨に賛同し、支出するもの又は掲載等により市議会及び市政に有益と認められる広告に係る経費で社会通念上妥当と認められる額とする。
 - (6) 見舞金 市政関係者の病気、災害、事故等の見舞に係る経費で1万円以内を基本とする。
 - (7) 激励・せん別費 市政関係者及び団体等の激励に係る経費で2万円以内を基本とする。
 - (8) 雑費・その他 消耗品を含め渉外等に必要な経費又はその他議長が特に必要と認めた場合に係る経費で、実費相当額又は社会通念上妥当と認められる額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、地域的な慣習や市議会の円滑な運営上特に必要と認められる場合は、基準額を変更できるものとする。

(公表の方法等)

第4条 議会交際費の公表は、毎月行うものとし、当該年度の当月分を翌月15日までに大牟田市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(改正)

第5条 この要綱は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、見直すものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

付 則（平成20年6月12日）

この要綱は、制定の日から施行する。

付 則（平成21年4月13日）

この要綱は、制定の日から施行する。